

令和7年度寒河江市ぶどう産地育成支援事業費補助金

◇補助対象者等一覧

事業区分	対象者	対象経費等	補助率
ぶどう生産拡大支援事業	市内のほ場においてぶどうを新規作付又は規模拡大を行う販売農家又は農業生産法人	規模拡大等に必要と認められる施設、機械、資材等の購入に要する経費	事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の基準単価に新規作付け又は規模拡大を行う面積を乗じて得た額のいずれか低い額 【単位面積当たりの基準単価】 1,600,000円/10a (ぶどう拡大または未成熟園地面積)
ぶどう産地生産継続支援事業	市内のほ場においてぶどうの栽培を行っている販売農家又は農業生産法人	生産継続に必要と認められる施設、機械、資材等の購入に要する経費	事業に要する経費の2分の1に相当する額と、下記の基準単価に購入した資材等を使用する市内ぶどう栽培ほ場の面積を乗じて得た額のいずれか低い額 【単位面積当たりの基準単価】 160,000円/10a (ぶどう経営面積)

✓ 申請方法 お申込みをご希望される方は、農林課農業振興係まで事前にお知らせください。

✓ 必要書類 ①ほ場位置図 ②見積書 ③カタログ ④設計図 (その他必要書類)

✓ 交付決定を受ける前に着手された場合には、本補助金の対象となりませんのでご注意ください

◇ 申請期間 令和7年5月30日(金)までお申し込みください。